

平成 2 2 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 2 年 2 月 2 3 日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成22年2月23日(火曜日)

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議)
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議)
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県市町村総合事務組合への加入に関する協議)
- 日程第10 議案第 1号 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 2号 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 5号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 1 5 議案第 6 号 平成 2 2 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第 1 6 議案第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につ  
き議会の同意を求めることについて

#### 会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 1 6 議案第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につ  
き議会の同意を求めることについて

#### 出席議員（26名）

1 番	井 口 弘 君	2 番	中 尾 友 紀 君
3 番	宮 本 勝 利 君	4 番	松 浦 健 次 君
5 番	堀 川 明 君	6 番	西 本 和 明 君
7 番	久 保 隆 一 君	9 番	亀 岡 雅 文 君
1 1 番	仲 尾 元 雄 君	1 2 番	田 和 弘 満 君
1 4 番	所 順 子 君	1 5 番	小 松 英 夫 君
1 6 番	畑 中 秀 敏 君	1 7 番	楠 部 重 計 君
1 8 番	栗 茂 夫 君	1 9 番	金 崎 昭 仁 君
2 0 番	上 野 諭 君	2 1 番	藤 本 良 昭 君
2 2 番	小 川 猛 君	2 3 番	赤 松 義 之 君
2 5 番	吉 田 盛 彦 君	2 7 番	森 本 隆 夫 君
2 8 番	三 原 勝 利 君	2 9 番	佃 奈 津 代 君
3 0 番	佐 古 守 君	3 1 番	川 勝 昇 君

#### 欠席議員（5名）

8 番	辻 本 宏 君	1 0 番	上 野 耕 志 君
1 3 番	福 井 健 次 君	2 4 番	岡 谷 裕 計 君
2 6 番	岡 本 克 敏 君		

説明のための出席者

広域連合長	真 砂 充 敏 君	副広域連合長	木 下 善 之 君
副広域連合長	奥 田 貢 君	事務局長	梶 村 智 君
総務課長	久留米 啓 史 君	業務課長	北 野 幸 広 君
総務課長補佐	高 岡 秀 人 君	業務課長補佐	沼 田 和 巳 君
業務課長補佐	宮 本 昌 彦 君	業務課長補佐	秋 山 智 彦 君

事務局職員出席者

書記長	谷 村 憲 一	書記	波多野 誠 一
-----	---------	----	---------

午1時00分 開議

○議長 ただいまから平成22年2月23日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選任されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に印南町の藤本良昭君、有田市の堀川明君、那智勝浦町の森本隆夫君、紀の川市の亀岡雅文君、有田川町の楠部重計君が選出されました。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

○連合長 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、近ごろでは、梅の花も咲き、桃の花もつぼみをふくらませ始め、春近しといった感じがございます。

しかし、私ども広域連合にとっては、新制度としてスタートはしたものの、長いトンネルに入り、ぼんやりとも出口の見えない状況が続いております。

昨年、国政におきまして、歴史的な政権交代がございました。

それから約半年が過ぎ、現在、第174回国会が開催されており、保険料負担軽減策を引き続き実施するための経費を計上する平成21年度二次補正予算が、先ごろ成立をいたしております。

今後、高齢者医療制度の基本法である高齢者の医療に関する法律の改正を含む、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の、法等の一部を改正する法律の審議も始められているところでございます。

さて、通常国会開催までの間に、現行の後期高齢者制度を廃止するという方針が示されました。

現行制度での問題点の解消を図るという手順を踏みながら、国民の納得と信頼が得られる

新たな制度に移行するとされているところでございます。

また、その新しい制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣のもとに、高齢者医療制度改革会議が設置され、高齢者の代表の方も含めた中で、その検討が始められているという状況でございます。

確実に到来する超高齢化社会を控え、給付の範囲や水準、医療報酬単価といった、これまでの短期的な医療費適正化という議論だけではなく、本来あるべき医療の姿をえがき、それがどのように運営されていくことが望ましいのか、その先にある人口減少期を視野に入れた仕組みの創出が求められており、少なくともその議論をスタートさせる必要があると感じております。

こういった議論の先に、光り輝くトンネルの出口が見えてくると思うわけでございます。

さて、本定例会におきましては、広域連合長専決処分といたしまして報告、承認事項、平成21年度補正関係といたしまして、一般会計及び特別会計補正予算案を提出しております。

次に、平成22年度当初関係といたしまして、一般会計予算案、特別会計予算案を初め、平成22年、23年度の保険料率等を定める条例等の改正などの、諸議案を提出しております。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、1番井口弘君及び21番藤本良昭君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長。

○書記長 ご報告いたします。

平成22年2月9日付、和広第243号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付しております。

次に、平成21年8月24日付、和広監第6号、同年9月10日付、和広監第7号、同年10月21日付、和広監第8号、同年11月24日付、和広監第9号、同年12月18日付、和広監第10号、平成22年1月19日付、和広監第11号、同年2月12日付、和広監第12号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告がまいっております。

以上でございます。

○議長 次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第9、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」までの6件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

○連合長 それでは、上程されました承認第1号から承認第6号につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認関係につきましては、一般会計及び特別会計において、国の保険料軽減措置の実施等に伴う補正のほか、法改正に伴う「広域連合職員の給与等に関する条例」の所要の改正、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う協議初め3件の協議、それぞれ専決処分いたしております。

以上が、承認関係につきましてのご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

○事務局長 それでは、承認第1号から承認第6号までを一括してご説明申し上げます。

いずれも広域連合長専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号は「一般会計補正予算（第2号）」でございます。

3ページをお開き願います。

国庫支出金につきましては、その内示に伴い増額するとともに、同額を基金への積み立て、繰入金につきましては、保険料軽減実施に伴い、基金からの繰り入れを行うとともに、同額を特別会計へ繰り出すものでございます。

6ページをお開き願います。

承認第2号は、「特別会計補正予算（第2号）」でございます。

8ページをお開き願います。

保険料軽減策の実施に伴い、その財源となる負担金と繰入金の間で財源の組み替えを行うとともに、高額療養費の支給について、昨年1月1日から施行された高齢者の医療の確保に関する法律施行令の規定に基づき実施しておりますが、その対象とならない平成20年4月から12月までの間に、月の初日以外の日には被保険者となられた方に、高額療養費相当分を国において措置するため、国庫支出金を受け入れるとともに、関連経費について所要の補正を行ったものでございます。

なお、承認第1号、第2号とも、9月1日付で広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

11ページをお開き願います。

承認第3号は、一般職の職員の給与等に関する法律の改正に伴い、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

主な内容は行政職給料表の改定及び職員みずから所有する住宅に居住する場合の住居手当の廃止、期末手当及び勤勉手当の支給率の引き下げを行うもので、平成21年12月1日からの適用となることから、11月30日付で広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

28ページをお開き願います。

承認第4号「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議」。

30ページをお開き願います。

承認第5号「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議」

32ページをお開き願います。

承認第6号「和歌山県市町村総合事務組合への加入に関する協議」につきましては、それ

それ関連がございまして、2月28日をもって和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散し、3月1日に、新たに設置される和歌山県市町村総合事務組合へ移行すること、また、解散に伴う財産処分について、新たに設置される機関に移管すること、そして、新たに設置される機関への加入について、それぞれ地方自治法の規定に基づき協議を求められたものでございます。

いずれも、12月22日付けで広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている6件のうち、まず日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第1号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び日程第11、議案第2号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

○連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号、議案第2号につきましては、平成21年度補正予算関係でございます。

一般会計におきましては、9億1,131万9,000円の増額、特別会計におきましては14億4,673万7,000円の減額を行っております。

一般会計におきましては、歳入において、各市町村から納付いただく負担金収入を減額するほか、国の保険料軽減策の実施等に伴う財源補てんとして、国県支出金及び基金繰入金をそれぞれ増額する補正を行っております。

歳出では、人件費等の精算に伴う減額や、保険料軽減策実施に伴う財源を基金に積み立てるほか、特別会計への繰り出しを行っております。

また、特別会計におきましては、保険給付費の減額や給付費準備基金積立金の増額等を計上したほか、平成20年度に保険給付費等の財源として受け入れた市町村負担金、国県支出金の精算に伴う返還金を計上するとともに、歳入におきまして、その財源の補正を行っております。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

○事務局長 それでは、議案第1号、議案第2号を、一括してご説明申し上げます。

42ページをお開き願います。

議案第1号は、「平成21年度一般会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ9億1,131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,064万3,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、43、44ページに第1表歳入歳出予算補正として、款、項ごとに計上してございますが、歳入歳出事項別明細書により、目ごとにご説明いたします。

45ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1,173万円の減額は、人件費及び諸経費の精算に伴い、減額補正を行うものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金7万9,000円の増額は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課の精算に伴う国庫負担分の補正でございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金9億1,980万4,000円の増額は、保険料軽減策の継続実施に伴い、平成22年度保険料減額分の財源補てんとして受け入れるものでございます。

46ページをお開き願います。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金7万9,000円の増額は、保険料不均一賦課の精算に伴う県負担分の補正でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金308万7,000円の増額は、保険料軽減策の実施や、保険料納付方法の選択性の実施等について、市町村が行った周知、広報に要した経費の確定に伴い、同基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして歳出でございます。

47ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,173万円の減額は、派遣職員の人件費の精算及び諸経費の精算による補正でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費9億1,996万2,000円の増額は、平成22年度の保険料軽減策実施に伴う財源補てんとして交付を受ける国庫補助金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるとともに、保険料不均一賦課の精算として国及び県から交付を受ける負担金を、特別会計に繰り出すものでございます。

48ページをお開き願います。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金308万7,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

49ページをお開き願います。

議案第2号「平成21年度特別会計補正予算（第3号）」でございまして、歳入歳出それぞれ14億4,673万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,202億9,568万9,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、50ページから52ページに第1表歳入歳出予算補正として、款

項ごとに計上してございますが、歳入歳出事項別明細書により、目ごとにご説明いたします。

なお、第6款公債費を第7款に、第7款諸支出金を第8款に、第8款予備費を第9款にそれぞれ変更してございます。

53ページをお開き願います。

以下、目ごとにご説明をいたします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金9億5,367万9,000円の減額は、出納整理期間中の市町村で収納される保険料等については、予算制度上、現年度分として広域連合に収納できないこと、保険給付費の減額に伴う負担額の減少及び前年度負担分の精算、均等割保険料の軽減措置対象人員の確定に伴う補正でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金10億3,949万9,000円の減額は、保険給付費の減額に伴う負担額の減少、第2目高額医療費負担金7,522万8,000円の増額は、対象となる医療費の増及び前年度負担分の精算に伴う補正でございます。

54ページをお開き願います。

第2項国庫補助金、第2目調整交付金3億1,052万6,000円の増額は、調整交付金総額を調整する補正係数を、国が変更したことに伴う補正でございます。

第3目特別高額医療共同事業費補助金1,000円は平成20年度においても交付されたものでございますけれども、その額が確定しないため、費目とりとさせていただきます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金3億4,649万9,000円の減額、第2目高額医療費負担金7,523万4,000円の増額は、先ほどの国庫負担金同様の理由による補正でございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金17億120万4,000円の減額は、保険給付費の減額に伴う補正でございます。

55ページをお開き願います。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金4,905万1,000円の減額は、事業費確定による補正でございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金11万6,000円の増額は、後期高齢者医療給付費準備金原資の運用に係る利子の確定による補正でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金15万8,000円の増額、第2目その他一般会計繰入金308万7,000円の増額は、対象経費確定に伴う補正でございます。

また、第3目基金繰入金5億6,800万6,000円の減額は、保険給付費の減額に伴い、当初予定しておりました後期高齢者医療給付費準備基金からの繰り入れが不要となったことによる補正でございます。

56ページをお開き願います。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金27億4,300万9,000円の増額は、前年度に保険給付費の財源として交付を受けた国庫負担金等の精算に伴い、超過交付となった分の返還及び前年度保険料等負担金の剰余分を後期高齢者医療給付費準備基金に積立たせるための補正でございます。

第9款諸収入、第2項預金利子、第1目預金利子384万2,000円の増額は、公金の運用管理に伴う利子の確定によるものでございます。

57ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費19億2,734万8,000円の増額の主なものは、保険給付費等の財源として受け入れた国庫負担金等の精算に伴う返還金で、23節償還金、利子及び割引料19億2,264万4,000円でございます。内訳は、国庫への返還金11億4,285万5,000円、県への返還金3,349万1,000円、市町村への返還金7億4,629万8,000円となっております。

また、19節負担金、補助及び交付金におきまして、市町村での広報に要した経費として、308万7,000円を交付することとしてございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費38億4,826万5,000円の減額、第2目療養費2億7,368万7,000円の減額。

58ページをお開き願います。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費7,827万1,000円の減額、第3項葬祭諸費、第1目葬祭費2,883万円の増額は、それぞれ保険給付の実績見込みにより補正を行うものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金4,905万1,000円の減額は、事業費確定による補正でございます。

59ページをお開き願います。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金8億4,635万9,000円の増額は、保険給付費の減額に伴い、当該経費の財源として必要な保険料等

負担金の額が減少したことから、本年度において剰余となる保険料等負担金及び前年度剰余分の保険料等負担金をあわせて同基金に積立、平成22、23年度の保険料率の増加抑制のために活用を図るものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第10、議案第1号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第2号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

31番、川勝昇君

○川勝議員 57ページの保険給付費をふまえて、ひとつお尋ねいたします。

ここでいずれも、療養給付費、療養費ともかなりの額の減額でございますけれども、減額に至った給付の今の実態といたしますか、事情といたしますか、そういう当初の予算と比べて、減額に至った事業ということについて、一応、もう少し詳しく説明いただきたいこう思います。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 31番、川勝議員のご質問でございます。

保険給付費、療養給付費、療養費ともに減額となっております。その経過についてというご質問でございます。

私ども、この制度20年度から施行させていただいて、実績自体が決算というベースでは平成20年度しかない。そういった中で、参考といたしてきました従来の老健時代の給付というものございまして、そこらへんの経過の中で当初というものを組みさせていただきました。ところが現実的に、慰労給付自体が少なくなったということでございまして、その結果、こういう減額を取らせていただいたところでございます。

ご了解いただきたいと思います。

○議長 再質疑ございませんか。

川勝昇君。

○川勝議員 今の説明では、ちょっと返答事情ということについては、詳しく承知はできないわけです。一体、当初計画をした事業というものが、どういう事業内容で、このように約40億円程度ですか、減額に至ったという、最初の20年度からの試みでありますから、そういう点、当初計画した給付が、なぜそのような返答状況に至ったか。当然、今日までの説明にありましたように、事情を踏まえて予算化をしたと、こういうことでありますけれども、大きく変動していった事情というものが、また今後の取り組みに大きく考えるところとなりますので、もう少し詳しく内容等を大きいところを一つとらえて、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 31番、川勝議員からの再質疑というところでございます。もっと詳しくというお話しでございます。

私ども、平成20年、21年度というものは、今回22、23という保険料の算定をさせていただくところでございますけれども、同様にこの期間の保険料等算定に当たりまして、旧の老健時代の給付実績をもとに医療の給付自体を算定させていただいたというところでございます。その事業年度、20、21という年度の中で、20年度については一定の決算を出していただいて、21年度については現在進行形というところもございまして、詳しい計画、それから現実の乖離というものにつきましては、決算の終了後、細部に至りまして、調査をいたしまして現実との乖離という部分を判明していきたいなというふうに思っております。

ただ、現状でわかる範囲でというお話しでございましたら、当初、私ども一定の障害をお持ちになった方が当時、かなりの数がおられたわけでございますけれども、その方たちが全

てこちらの制度に移行されるであろうという見込みを立ててございました。20年度の実績ではございますけれども、そういった方が、現実的にこちらの制度に全員が移行されることもなく、それも見込みの数値を下回りまして、原因といいますか現象が起こっているという、そういう状況でございますので、そこらへんのところも影響があるのではないかと、現時点ではそういう荒い分析しかできておりませんが、必ず20、21年の計画、それから現実との乖離というものにつきましては、お示しをさせていただきたいと、そういうふうを考えてございます。

○議長 再々質問ございませんか。

他に質疑ありませんか。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第15、議案第6号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの4件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

○連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第3号から議案第4号につきましては、条例関係でございます。

議案第3号「後期高齢者医療に係る条例の一部改正」については、平成22、23年の保険料率を定める等所要の改正を行うものでございまして、和歌山県のご支援をいただく中、あわせて、私ども広域連合の持てる最大限の財源を投入させていただいた結果をお諮りするものでございます。

議案第4号「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」については、被用者保険の被保険者であった方の保険料負担軽減措置の実施継続に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第5号、議案第6号につきましては、平成22年度当初予算関係でございます。

平成22年度の予算規模は、一般会計で10億8,314万円、特別会計で1,215億996万2,000円でございます。総計1,225億9,310万2,000円でございます。

前年度当初世予算に対する増減率につきましては、一般会計で147.9%の増、特別会計では0.3%の増、全体では0.9%の増となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、議員の皆様におかれましては慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

○事務局長 議案第3号から議案第6号までを、一括してご説明申し上げます。

60ページをお開き願います。

議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づき、平成22年度及び23年度の保険料率を定めるとともに、保険料の負担軽減措置の延長等に関し所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、3点ございます。

改正前と比較をしていただければと思いますので、63ページ新旧対照表をごらんください。まず1点目は、平成22、23年度に係る保険料率の制定でございます。

保険料率は、過去の医療費の実績や、今後の被保険者数の推計などから費用見込み額を算出するとともに、これらに係る国庫負担金や若い世代からの支援金などの収入見込み額を算出し、その収支差分を保険料として賄うため、所得に応じてご負担いただく所得割率及び均一にご負担いただく均等割額を定めるものでございます。

このたびの算定に当たり、お一人当たり医療費の伸びや後期高齢者負担率の改定、給付期間の1カ月の増など、保険料率の増加が見込まれたところでございます。しかし、平成21年度の県下の平均保険料額5万196円を維持することとし、私ども広域連合の平成20、21年度の

保険料相当分に係る決算剰余金を全額投入し、加えて、和歌山県のご支援もいただき、県に設置する後期高齢者医療財政安定化基金からの交付をいただくことで、総額19億4,001万4,000円を、保険料率の増加抑制のために投下することといたしました。

その結果、お示しする保険料率の算定となったものでございます。

均一地域では、第8条におきまして、所得割率を、第9条におきまして、均等割額の制定を行ってございます。従前と比較いたしますと、所得割率は100分の7.92から100分の7.91に、均等割額は4万3,375円から4万2,649円となっております。

また、特定市町村区域となります、みなべ町及び上富田町は、別表での規定としておりますので、64ページをお開き願います。

みなべ町では、従前と比較いたしますと、所得割率は100分の6.88から100分の7.22に、均等割額は3万7,659円から3万8,901円。上富田町では、所得割率は100分の6.96から100分の7.27に、均等割額は3万8,101円から3万9,191円となっております。

この点につきましては6年をかけて経過措置として、調整をさせていただくという制度でございますので、一定のご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目でございます。

平成22年度以降も、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定を受け、同法施行令第18条において規定する減額賦課に加え、国において平成21年度と同様の保険料軽減措置が継続実施されることに伴い、附則第16条において、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の9割軽減を、附則第17条において、所得の低い方の均等割額の8.5%軽減、9割軽減をそれぞれ規定してございます。

なお、先ごろ、国において平成21年度第二次補正が成立いたしまして、今後も平成21年度同様の軽減措置が継続されることとなりましたけれども、保険料軽減策の実施は、国における当該予算の成立が前提となることから、このたびの改正では、平成22年度に限定した改正ということで規定をしてございます。

3点目でございます。

63ページにお戻り願います。

保険料の減免に関し、減免申請の期限を7日と規定しておりましたけれども、被保険者の方の便益を考慮し、当該日数を削除いたしました。

なお、改正後の取り扱いにつきましては、条例改正案のご承認をいただきました後に、天災等にあった日から1年以内とする運用規定を定めることといたしたいと考えてございます。

65ページをお開き願います。

議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合高齢者医療臨時特例基金条例」の一部を改正する条例でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則が改正され、被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減期間を制度廃止までの間、延長することとされました。

保険料軽減策実施に伴い、国から交付される財源補てん金を受け入れるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、2点ございます。

改正前と比較をいただければと思いますので、67ページ新旧対照表をごらんください。

まず、1点目は、第6条第1号、第5号及び第6号におきまして、従前の適応年度の規定を削除いたしております。

68ページをお開き願います。

2点目は、この条例の失効日を、附則第2条において、現行制度の廃止が予定される平成25年3月31日までと規定いたしてございます。

以上、条例の改正のご説明でございます。

69ページをお開き願います。

平成22年度、当初予算関係の説明に移らせていただきます。

議案第5号、平成22年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,314万円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、70ページから71ページに第1表歳入歳出予算として、款、項ごとに計上してございますが、歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。

まず、予算の概略でございます。

72ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書1総括、歳入でございます。

前年度比較いたしまして、額にして6億4,615万4,000円、率にして147.9%の増となっております。

この要因は、保険料軽減策の実施に伴う財源補てんとして後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れる第6款繰入金に係るものでございまして、前年度は、国における二次補正の成立が遅れたことから予算計上を行わなかったことによるものでございます。

73ページをお開き願います。

歳出でございます。

ただいま、歳入でご説明させていただいたとおり、基金からの繰入を受け、特別会計へ繰り出す、第5款諸支出金におきまして6億6,178万2,000円の増額となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきましては、目ごとにご説明いたします。

74ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億3,900万円は、広域連合事務局、派遣職員の人件費及び一般事務経費等を市町村にご負担いただくものでございます。前年度と比較いたしますと700万円、4.8%の減となっております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金1,117万5,000円。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費件負担金1,117万5,000円は、それぞれ保険料不均一賦課に伴う増額補てんとして、国及び県において負担するものでございます。

75ページをお開き願います。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金143万円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資の運用に係る利子でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金9億1,980万4,000円は、保険料軽減策の実施に伴う財源補てんとして、同基金から繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円。

76ページをお開き願います。

第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子1,000円は、ともに費目とりでございます。

第2項雑入、第1目雑入55万4,000円は、派遣職員の家賃自己負担分及び臨時職員に係る雇用保険料自己負担分等でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

77ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費299万1,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

78ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億3,552万2,000円は、派遣職員の

人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。

なお、特別職及び一般職員の給与費明細書につきましては、85ページから87ページまでをご参照願います。

80ページをお開き願います。

事務局事務所の借上げ等に係る14節、使用料及び賃借料、1,119万8,000円及び派遣職員の給与等に係る19節負担金補助及び交付金1億425万2,000円が主なものでございます。

81ページをお開き願います。

第2目公平委員会費12万6,000円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。

82ページをお開き願います。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費8万2,000円は、選挙管理事務に要する諸経費。

第2目広域連合長選挙費4万6,000円は、任期満了等に伴う広域連合長選挙に要する諸経費。

第3目広域連合議会議員選挙費1万2,000円は、任期満了等に伴う広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

83ページをお開き願います。

第3項監査委員費、第1目監査委員費17万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費2,378万円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る利子を積み立てるとともに、国及び県から交付を受けた保険料不均一賦課に係る補てん財源を特別会計へ繰り出すものでございます。

84ページをお開き願います。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は費目とりで、一時借入金借入れに伴う利子分でございます。

第5款諸支出金、第1項特別基金繰出金、第1目特別基金繰出金9億1,980万4,000円は、保険料軽減策の実施に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費は50万円を計上しております。

88ページをお開き願います。

議案第6号、平成22年度特別会計予算でございます。

歳入歳出の総額をそれぞれ1,215億996万2,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものでございます。

また、あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

予算の内容につきましては、89ページから92ページに第1表歳入歳出予算として、款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、予算の概略でございます。

93ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書1総括、歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして4億1,805万円、率にして0.3%の増となっております。

この要因は、第7款繰入金において、保険料軽減策の実施に伴う一般会計からの繰入に係るものでございまして、先ほど、一般会計のところでもご説明させていただいたとおり、昨年の国の二次補正成立の遅れにより、前年度は、予算計上を行わなかったことによるものでございます。

94ページをお開き願います。

歳出でございます。

保険給付費が、額にいたしまして4億8,910万9,000円、率にいたしまして、0.4%の増額となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきまして、目ごとにご説明いたします。

95ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金198億3,602万円は、一般事務経費の負担分として4億8,950万7,000円、市町村が年度内に徴収する保険料相当分の現年度分として保険料の収納率98.543%を見込み、特別徴収被保険者、普通徴収被保険者、あわせて14万3,177名分、69億8,922万円、過年度分として3億347万円、合計72億9,269万円を医療費から自己負担額等を除いた額の12分の1の法定負担分96億1,897万2,000円を、所得の低い方の均等割保険料額を7割、5割、2割に軽減することに伴う財政補てんとして、保険基盤安定制度分24億3,485万1,000円を、それぞれ市町村にご負担いただくものでございます。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第100条第3項の規定を受け、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令において、平成22、23年度の後期高齢者

負担率、保険料として負担する割合が従来の100分の10から100分の10.26に改正されてございます。

また、前年度と比較いたしますと、3億9,979万円の減となっておりますが、その要因は、先ほど、議案第2号特別会計補正のところでもご説明いたしましたけれども、出納整理期間中の市町村で収納される保険料等については、予算制度上、現年度分として広域連合に収納できないことから、収納額算定の見直しを行ったことによるものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金288億5,691万7,000円は、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の3を、第2目高額医療費負担金3億1,317万4,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1を、それぞれ国が法定負担するものでございます。

96ページをお開き願います。

第2項国庫補助金、第1目保健事業費国庫補助金904万1,000円は、健康診査実施に伴い交付を受けるもので、補助率は3分の1でございます。

第2目調整交付金109億5,427万7,000円は、後期高齢者広域連合間における被保険者の所得格差による保険財政の不均衡是正を図るとともに、保健事業の充実等を図るため、国が法の規定により交付するものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金96億1,897万2,000円は、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の1を、第2目高額医療費負担金3億1,317万4,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1を、それぞれ、県が法定負担するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金499億4,221万7,000円は、国保及び被用者保険の保険者からの支援金でございます。

前年度に比較いたしますと、3億269万7,000円の減となっておりますが、関係政令の改正により、22、23年度は、支援をいただく若年世代の方の減少に伴い、これまでの40%の支援率が減少となったことによるものでございます。

97ページをお開き願います。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、1,824万9,000円は、著しく高額な医療費が発生した際、その医療費を、全国の広域連合で共同して負担することで、リスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行う再保険制度・特別高額医療費共同事業の実施にあたり、国保中央会から交付されるも

のでございます。

なお、対象となる医療費は、1件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分とされてございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金171万3,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に係る利子でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金2,235万円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補てんとして、第2目その他一般会計繰入金9億1,980万4,000円は、保険料軽減策の実施に伴う財政補てんとして、第3目基金繰入金5億2,922万4,000円は、保険料率増加抑制のための本年度必要額として、保険財政収支の余剰分を積み立てる後期高齢者医療給付費準備基金から、それぞれ繰り入れるものでございます。

98ページをお開き願います。

第8繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円は、費目とりでございます。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び及び過料1,000円は、費目とりでございます。

なお、前年度は、市町村が徴収する保険料滞納に係る延滞金収入としていたところでございますが、保険料徴収に係る付帯収入は、保険料等負担金として収納することとなってございますので、改めてございます。

第2項預金利子、第1目預金利子1,000円は、費目とりでございます。

99ページをお開き願います。

第3項雑入、第1目返納金及び第2目雑入は、ともに費目とりでございます。

第3目第三者納付金、1億7,482万5,000円は、交通事故等により要した医療費の保険給付部分について、過失割合に応じて加害者から納付いただくものでございます。

なお、平成20、21年度収納実績を考慮いたして算出してございます。

続きまして歳出でございます。

100ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費4億8,836万円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する経費でございます。

医療費通知の送付や市町村電算システムと広域連合電算システムを結ぶ専用回線の使用料などに要する12節役務費6,154万8,000円、標準システムのバージョンアップやシステム改修に要する電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、レセプトの

電子データとしての保管を行う画像処理業務委託料や柔整、針灸等のデータ作成や葬祭費の支給業務など各種の業務代行を国保連合会に委託するその他代行業務委託料など、13節委託料3億2,905万8,000円。

101ページをお開き願います。

標準システム及び市町村に配置した電子計算機器の借上料として、14節使用料及び賃借料9,567万2,000円などが主なものでございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費62万1,000円は、被保険者の被扶養者であった者の情報突合等に要する諸経費でございます。

102ページをお開き願います。

保険給付費でございます。

これは、平成20、21年度の実績に、老人保健制度における実績を加味し、算定したものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,162億9,874万9,000円は、入院・入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に係る保険給付でございます。

第2目療養費、23億8,243万6,000円は、一般診療、補装具、柔道整復、アンマ・マッサージ・鍼灸等に要した保険給付でございます。

第3目審査支払手数料3億5,208万6,000円は、国保連合会へのレセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費13億8,744万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第2目高額介護合算療養費7,059万9,000円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

103ページをお開き願います。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費2億5,944万円は、被保険者の死亡に伴い、定額の3万円の保険給付を行うものでございます。

第3款、財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目財政安定化基金拠出金、1億1,161万1,000円は、後期高齢者医療制度の財政の安定を図るため、和歌山県に設置される同基金への拠出を行うものでございます。

なお、現在開催されております国会において、同基金の取崩要件に「保険料率増加抑制のための交付」を加える改正法案が、4月1日施行の「日切れ法案」として審議されることと

されております。

また、県においても条例改正案が定例会のほうに提出されることというふう聞いてございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、1,824万9,000円は歳入のところでご説明いたしました再保険としての特別高額医療費共同事業に拠出するものでございます。

なお、拠出額は、当面、前々年度及び直前の2カ年の実績に基づいて算出することとされておりますので、その額に変動が生ずることとなっております。

またその事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、8万9,000円を拠出するものでございます。

104ページをお開き願います。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1億773万7,000円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。

健康診査実施に伴う和歌山県医師会への委託や受診者のデータ管理を国保連合会へ委託する13節委託料、7,391万円が主なものでございます。

なお、新規事業といたしまして、人間ドック等の受診時の費用に対する支援を行う市町村への補助金として、19節負担金、補助及び交付金におきまして、3,386万6,000円を計上してございます。

また、受診率向上のためのアンケート調査を実施することといたしてございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、171万3,000円は、同基金の原資運用に係る利子を積み立てるものでございます。

105ページをお開き願います。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子600万円は、一時借入金借入れに伴う利子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金461万4,000円は、保険料の過誤納に伴う払戻金でございます。

第2目償還金1,000円は、費目とりでございます。

第3目還付加算金は、21万7,000円を見込んでございます。

第9款予備費、第1項予備費、第1目予備費は前年度と同様2,000万円を計上してございます。

以上で、平成22年度予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている4件のうち、まず日程第12、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑、討論、採決を行います。

質疑する方はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についての質疑、討論、採決を行います。

質疑する方はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、議案第5号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予

算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議案第6号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方はありますか。

29番、佃奈津代君。

○佃議員 104ページの19節、新規の人間ドック等の補助金、これは市町村への補助金ということなんですけれども、新規事業を始めようと、そしてこの人間ドックに補助金を出そうというのは、現在市町村でも一般会計の国保のほうでもやっているんですけれども、後期高齢者の方への人間ドックの補助金を出そうという、そういうような議論はどういうような内容でなったものか、経緯を教えてください。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 29番、佃議員からのご質問でございます。

市町村で行う人間ドック等について、助成を行うようになった経緯というご質問でございます。

議員、ご承知のとおりこの制度は、20年に施行されました当時、年齢到達によりまして、人間ドックの助成さえ受けられないようになったと、そういうふうな騒ぎもございました。そんな中で、私ども当時の県下の状況を調べさせていただいたという経緯がございまして、議員ご指摘のとおり国保の中で、また市の一般施策としてそういう助成されておる市町村もございます。しかし、実施されていない市町村もございました。また、こういう人間ドック

を受診する物理的な機関というものも、南のほうに行くにしたがって機関の数、物理的に少のうございます。

そんな中で平成20、21につきましては、実施を見送りたいなど、直営での実施というのは見送りたいなどというふうに考えてございました。しかし22年度以降に、こういう議論になりまして、私ども直営ですということになりますと、一律の実施ということになりますので、先ほどもお話ししましたように、各市町村の施策としてこういう助成を実施していない自治体というのの一部あるわけございまして、そういうところにご迷惑をおかけすることにもなろうと、そういったことから私ども構成市町村のほうに声かけをさせていただきまして、市町村としての施策を展開する中で、こういったことに財政的な支援をもしお願いできるのであれば広域連合として経費について全額を交付させていただきたい、そういう提案をさせていただいた。したがって、各自治体の実状に応じた施策展開ができるというようなところが、今回上程をさせていただいた理由でございます。

○議長 再質疑ございませんか。

他にありませんか。

14番、所順子さん。

○所議員 何を言っても、廃案間近の後期高齢の会でございますんですけれども、この後期高齢の最終廃案までに、あと何回ぐらいこの会議を持てるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 14番、のご質問にお答えします。

私どもの条例におきまして、定例を年2回開催するということでございますので、それなりの回数を開催させていただけるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 再質問、所順子君。

○所議員 廃案間近になりましたら、また改めて質問をさせていただきます。

○議長 他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第16、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてを議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

○連合長 ただいま上程されました議案第7号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の任期が、本年3月29日をもって満了するに伴い、公平委員会委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者のうちから小川誠司氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、生年月日でございますが、和歌山市吉田323-405、昭和20年9月7日生まれ、64歳。元和歌山県市長会事務局長でございます。

何とぞ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

29番、佃奈津代さん。

○佃議員 別に人事にどうのこうのというのはないんですけれども、大体こういうような会の人事的には、こういう肩書の方が当然の如く上がってくるんですけれども、他に探してみたとか、なってくれなかったとかと、そういった経緯、そのままかつんとこの人にいったのかどうか、その点を。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 29番、佃議員のご質問でございます。

この選任に当たりまして、その人事行政に精通したという方を、力をつくして探したのかという、こういうご質問、ご趣旨だと思います。

今回選任させていただきます方につきましては、現職の公平委員会委員さんとしてご就任

をいただいておりますので、その実績等を加味いたしまして、継続してお願いをしたいなどというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員。

よって、議案第7号は原案に同意することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、終始熱心なご審議を賜り、おかげをもちましてすべて議了し、無事閉会を宣言する運びとなりました。これもひとえに議員各位のご協力のたまものと衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げる次第です。

議員各位におかれましては、ますますご健勝で、議会活動、議員活動に精励されますようご記念申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、真砂君。

[連合長 真砂充敏君 登壇]

○連合長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただき、提出いたしました諸議案につきましては、いずれもご賛同いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

なお、今後の後期高齢者医療制度運営につきましては、さらに構成市町村との連携を深める中で取り組んでまいり所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様には、ますますご多忙の日々と拝察いたします。

健康に十分ご留意され、ますますのご健勝とご活躍をご記念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 これにて、平成22年2月23日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 松 浦 健 次

副 議 長 佃 奈津代

署 名 議 員 井 口 弘

署 名 議 員 藤 本 良 昭